

(案)

伊豆諸島国有林の地域別の森林計画書  
第2次変更計画  
(変更部分のみ)

(伊豆諸島森林計画区)

計画期間 自 平成29年4月1日  
至 平成39年3月31日

関東森林管理局

## 伊豆諸島国有林の地域別の森林計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

1. 全国森林計画（平成30年10月16日閣議決定）に即し、関係する計画事項を変更する。

なお、本変更計画は、平成31年4月1日から適用する。

## 【変更項目】

### II 計画事項

#### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

###### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化及び広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策の推進等を行うこととする。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。